令和５年８月３日

建築局建築企画課

学校の高さ制限の許可に関する建築審査会包括同意基準の一部改正について

１　趣旨

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第69号。以下、改正法という。）が令和４年６月17日に公布され、建築基準法の一部を改正する規定が令和５年４月１日に施行されました。これにより、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の一部の規定に項ずれが発生するため、学校の高さ制限の許可に関する建築審査会包括同意基準の一部について、改正を行います。

２　改正概要

|  |  |
| --- | --- |
| 旧 | 新 |
| １　主旨この基準は、横浜国際港都建設計画高度地区最高限第１種、第２種、第３種及び第４種の高さ制限の適用除外並びに建築基準法第５５条第３項第２号に基づく許可（以下「高さ制限の許可」という）に関するもののうち、公益上やむを得ないものであり、かつ、周辺への影響が軽微な建築物に対して、あらかじめ包括的に建築審査会の同意を得ることを定めて、許可手続の迅速化、簡素化を図るものである。 | １　主旨この基準は、横浜国際港都建設計画高度地区最高限第１種、第２種、第３種及び第４種の高さ制限の適用除外並びに建築基準法第５５条第４項第２号に基づく許可（以下「高さ制限の許可」という）に関するもののうち、公益上やむを得ないものであり、かつ、周辺への影響が軽微な建築物に対して、あらかじめ包括的に建築審査会の同意を得ることを定めて、許可手続の迅速化、簡素化を図るものである。 |

３　意見公募手続

法の項ずれに伴い当然必要とされる変更のため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第５条第４項第８号イに該当し、意見公募手続は行いませんでした。

５　公布・施行日

令和５年８月７日